

書類のみの審査で
補助金を受けられる
「スタート事業」を新設
応募しやすくなったよ

行政提示型を
行政協働型に拡充
市と協働しやすくなったよ

市民提案型の
補助金額 UP

令和3年度

安城市市民活動補助金 補助対象事業 募集要項



申請受付期間

令和2年10月1日(木)～10月30日(金)

市民提案型

スタート事業

補助率 3/4

(上限 50,000 円)

行政協働型事業

補助率 3/4

(上限 150,000 円)

協働提案型事業

補助率 3/4

(上限 225,000 円)

市民提案型事業

補助率 3/4

(上限 100,000 円)

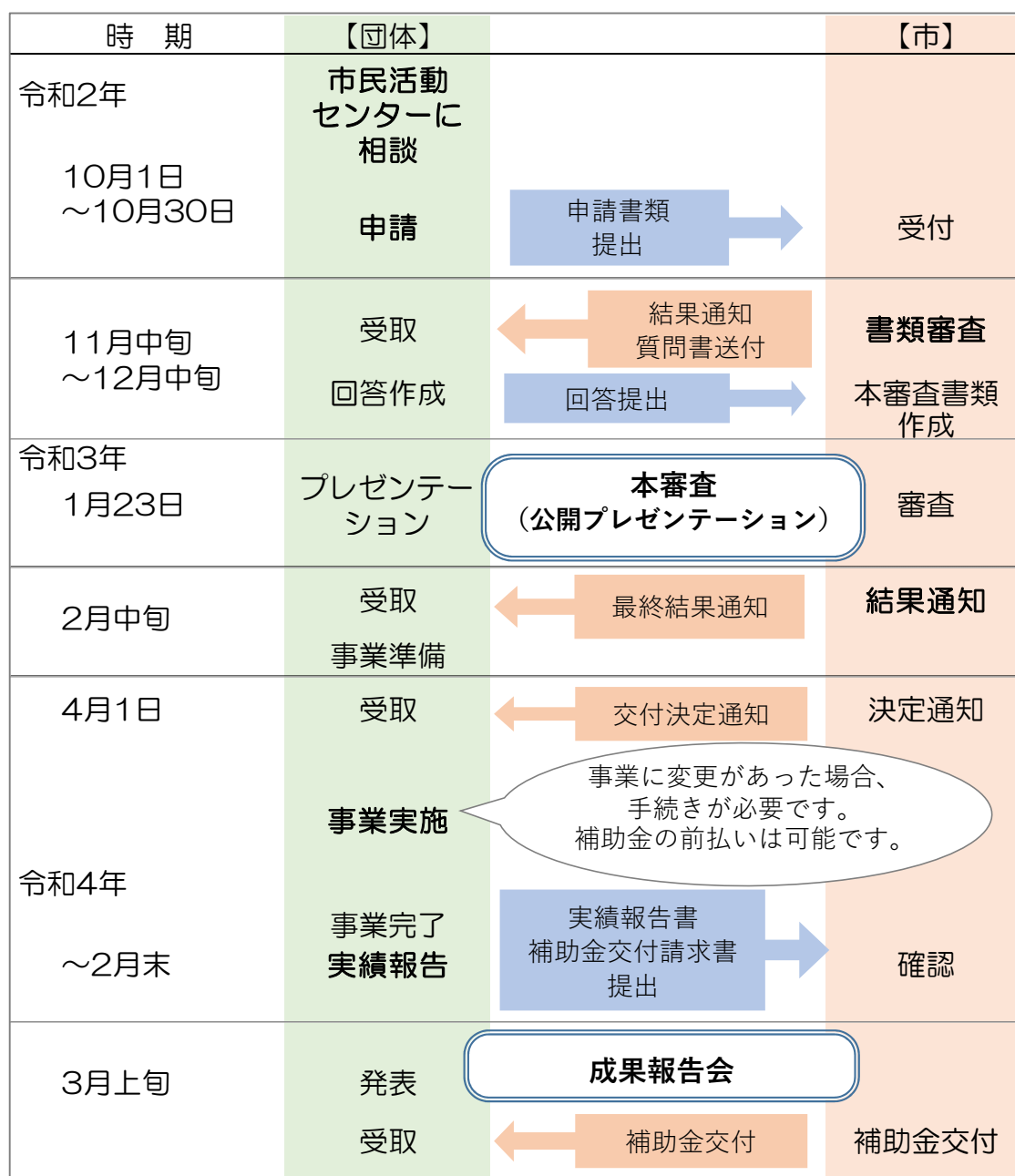
令和2年9月

安城市 市民生活部 市民協働課

電話 0566-71-2218 FAX 0566-72-3741

電子メール: kyodo@city.anjo.lg.jp

申請から報告までの流れ



※【市民提案型スタート事業】については、11月中旬～12月中旬の結果通知、公開プレゼンテーション及び成果報告会での発表はありませんが、流れは同様です。

【目 次】

1 概要・・・・・・・・・・ P. 2	7 申請方法・・・・・・・・ P. 5
2 募集内容・・・・・・・・ P. 2	8 申請期間・・・・・・・・ P. 5
（1）補助対象団体	9 審査方法・・・・・・・・ P. 5
（2）補助対象事業	10 事業実施期間・・・・ P. 7
3 補助金の額・・・・・・・・ P. 3	11 実績報告・・・・・・・・ P. 7
4 補助対象経費・・・・・・・・ P. 4	12 Q&A・・・・・・・・・・ P. 8
5 無償労力提供額・・・・ P. 4	13 記入例・・・・・・・・ P. 12
6 補助金の交付回数・・・・ P. 4	

1 概要

安城市は、市民協働のまちづくりや地域が抱える諸課題の解決につながるような、幅広い分野の市民活動を支援するため、安城市市民協働推進基金を原資とした「市民活動補助金」対象事業を公募します。

2 募集内容

(1) 補助対象団体

安城市民活動センター登録団体

現在未登録であっても、申請期間中に登録が完了すれば対象となります。

ただし、登録には条件があり、審査に1週間程度の時間を要しますので、お早めに安城市民活動センター（安城市民交流センター 電話 0566-71-0601）へお問い合わせください。

(2) 補助対象事業

全ての事業において、市民協働によるまちづくりの推進を図るために主体的に企画実施する公益性を有する事業（基本的には市内で実施）が対象となります。

テーマや活動分野の限定はありません。

対象事業	事業内容	補助率	補助金 上限額	上限 回数
新設 市民提案型 スタート事業	登録団体が、自由なテーマで提案して自ら実施する事業	3/4	50,000 円	3 回
市民提案型事業		UP 3/4	100,000 円	2 回
拡充 行政協働型事業	①自由なテーマ（※1） ②市が設定したテーマ（※2） 登録団体が①又は②で提案して、 <u>市と協働して実施</u> する事業	3/4	増 150,000 円	3 回
協働提案型事業	登録団体が、自由なテーマで提案して、複数の団体（登録団体、町内会、企業等）が協働して実施する事業	3/4	225,000 円	2 回

事業内容が、次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- ・政治、宗教及び営利を目的とするもの
- ・公の秩序を乱すおそれのあるもの
- ・調査又は研究のみを目的とするもの
- ・補助金の交付を受ける年度において、類似する補助金等の交付を受けようとする者又は受けたもの
- ・その他市長が適当でないと認めるもの



※1 自由なテーマ（行政協働型）

市のさまざまな計画等の施策や取組に当てはまるテーマや、市民のニーズの高いテーマなど、市と協働することで、より社会課題、地域課題を解決できるテーマをご提案ください。

まずは市民活動センターへご相談ください。

※2 市が設定したテーマ（行政協働型）

＜令和3年度＞

テーマ	外国人の子供たちへの読書活動推進事業
担当課	アンフォーレ課
事業概要	 ①市内在住で外国にルーツをもつ子供たちを対象とした図書館や読書に関するニーズ調査の実施 ②外国人が多く集まる集会や子育てサロン等でのおはなし会などの実施 外国人の子どもたちが興味を持ち、感動する本に出会える読書環境の整備・充実を進めるとともに、本の楽しさと出合いの場を提供することで、読書習慣を身につけてもらう。
団体への期待	外国人の子供たちへのニーズ調査、読書活動や図書館利用のきっかけ作りとなる事業の実施。

3 補助金の額

A：補助対象経費の額 ＝（補助対象経費の合計額）－（補助対象事業による収入の額）

B：無償労力提供額 ＝（ボランティアスタッフ延べ提供時間）×500 円／時間

補助率

補助金額 ＝（A＋B）× 3／4

※算定した補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てます。

※事業により上限額が異なります。（2 ページ参照）





4 補助対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師・専門家（構成団体の構成員又はボランティアである者を除く。）への謝礼
旅費	交通費、講師・専門家の宿泊費（これらのうち、領収書が発行できないものを除く。）
需用費	チラシ、パンフレット、報告書等の印刷製本費、消耗品費、事業で使用する食材費（会議や親睦のための飲食代を除く。）等
役務費	通信運搬費、保険料（火災、地震等の家屋にかかる保険料を除く。）、手数料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械器具の賃借料、通行料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※団体又は構成団体の運営に関する経費は、補助対象としない。

5 無償労力提供額

ボランティアスタッフの延べ提供時間数に1時間当たり500円を乗じた金額。
ただし、補助対象経費の3分の1以内とします。

*スタッフが無償で労力を提供した場合に加算できますが、本人に支給することはありません。

*労力の見積もりに当たっては、必要な労力を適正に見積もってください。

*ボランティアスタッフに必ず協力の確約を受けるようにしてください。

*実績報告の際に、従事時間が記載され、ボランティアスタッフが確認した従事確認書を提出してください。

6 補助金の交付回数

(1) 一の登録団体が申請できる補助対象事業は、1年度につき1事業までです。

※協働提案型事業を申請する場合、申請する代表登録団体以外の構成団体が別に事業の申請をすることはできません。

(2) 過去に申請した同一の登録団体により実施される事業の上限回数は、各事業それぞれ2ページの表のとおりです。

※過去に市民提案型事業で補助金交付を受けたことがある場合、補助金交付を受けたときと別のテーマによる事業であれば、市民提案型スタート事業を申請することができます。行政協働型及び協働提案型事業への申請については、テーマは問いません。

※行政協働型事業は、過去に行政提示型事業で補助金交付を受けたことがある場合、それを含めて3回までとなります。

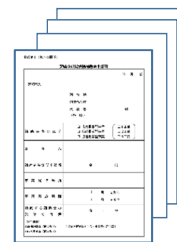
7 申請方法

(1) 相談

申請前に、市民活動センター受付にご相談ください。(相談シートを作成します。)

(2) 提出書類

- ① 安城市市民活動補助金交付申請書(様式第1)
- ② 実施計画書(様式第2)
- ③ 収支予算書(様式第3)
- ④ 安城市民活動センター登録団体証の写し
- ⑤ 市民活動センターから交付された相談シート(写し)



市公式ウェブサイト及び市民協働課・市民交流センターにて配布しています。

- (3) 提出先 安城市役所 市民協働課(本庁舎3階 窓口No.33)
午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

8 申請期間

令和2年10月1日(木)～10月30日(金)

9 審査方法

市民提案型スタート事業

(1) 書類審査

提出された申請書類をもとに、市民協働推進会議委員による書類審査を行います。

審査基準：以下の項目について採点を行います。(各5点、総得点25点)

審査項目	審査基準
① 公共性・公益性	まちづくりや地域へ貢献できるものであるか、対象者が極めて限定的でないか、など。
② 主体性・積極性	自主的に企画・運営・実施するものであるか、積極的に協働する姿勢があるか、など。
③ 実現性・計画性	事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか、事業遂行が実現可能なものであるか、など。
④ 独創性・発展性	創意工夫がみられるか、今後の活動につながる点がみられるか、など。
⑤ 啓発性・PR性	市民への発信力はあるか、実施に当たってのPR方法がみられるか、など。

採択基準：

- ① 審査員の平均点により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定します。同点の場合は、審査員の協議により判断します。
- ② 審査員の平均点が15点未満の場合、予算の範囲内であっても不採択となります。

(2) 本審査

日時：令和3年1月23日（土）

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

内容：市民協働推進会議において採択の決定を行います。

※公開プレゼンテーションは実施しません。

同日に、下記事業についての公開プレゼンテーションは実施します。



市民提案型・行政協働型・協働提案型 事業



(1) 書類審査

提出された申請書類をもとに、事務局による書類審査を行います。

審査項目	審査基準
提出書類	必要な書類はすべて揃っているか
補助対象団体の適否	市民活動センター登録団体であるか
補助対象事業の適否	補助対象事業の要件を満たしているか

※内容により、書類審査で不採択となる場合があります。

(2) 本審査（公開プレゼンテーション）

日時：令和3年1月23日（土）午前9時15分から（予定）

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

発表方法：プロジェクター等を使用し、7分程度で発表していただきます。

プロジェクターやパソコンは事務局で用意します。

資料を配布したい場合は、審査員用20部、参加者用60部をご用意いただきます。

※申請団体が本審査に参加できない場合、事業の提案がなかったものとなります。

審査基準：以下の項目について採点を行います。（各5点、総得点25点）

審査項目	審査基準
① 公共性・公益性	まちづくりや地域へ貢献できるものであるか、対象者が極めて限定的でないか、など。
② 主体性・積極性	自主的に企画・運営・実施するものであるか、積極的に協働する姿勢があるか、など。
③ 実現性・計画性	事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか、事業遂行が実現可能なものであるか、など。
④ 独創性・発展性	創意工夫がみられるか、今後の活動につながる点がみられるか、など。
⑤ 啓発性・PR性	市民への発信力はあるか、実施に当たってのPR方法がみられるか、など。

採択基準：

- ①市民提案型・行政協働型・協働提案型事業を合わせて、審査に参加した審査員の平均点により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定します。同点の場合は、審査員の協議により判断します。
- ②審査員の平均点が15点未満の場合、予算の範囲内であっても不採択となります。

10 事業実施期間

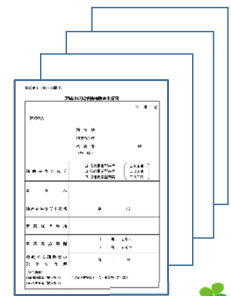
令和3年4月1日（木）～令和4年2月末日

11 実績報告

事業完了後30日以内又は2月末日のいずれか早い期日までに、以下の書類を提出してください。

（1）提出書類

- ① 安城市市民活動補助事業実績報告書（様式第6）
- ② 収支決算書（様式第7）
- ③ 収入及び支出の内訳が分かる領収書等
- ④ 無償労力提供額を補助金の額に加算した場合は、ボランティアスタッフの従事した状況が分かる書類（様式第8-1又は8-2）
- ⑤ 事業の記録及び成果物の写真
- ⑥ 事業実施のために製作した広報啓発物



（2）成果報告会

市民提案型スタート事業

成果報告会での報告はありません。

市民提案型・行政協働型・協働提案型 事業

日時：令和4年3月上旬の土曜日

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

内容：プロジェクター等を使用し、7分程度で事業報告をしていただきます。

その後、参加者がグループとなって、報告された事業について討論し、グループでまとめた意見を発表します。

【提案する団体について】

Q1 団体の構成員が複数の団体に所属しており、その複数の団体が同時に応募することはできますか。

A1 申請者が重複しておらず、団体の活動内容が異なる場合は応募可能です。

【提案内容について】

Q2 昨年度と同じ企画を提案してもよいですか。

A2 同じ事業でも市民提案型スタート事業と行政協働型事業は3回、市民提案型事業と協働提案型事業は2回まで申請可能です。ただし、採択されるとは限りません。

Q3 スポーツスクールなどの事業も対象になりますか。

A3 特定の人々を対象に（対価を払った者、組織の仲間）、趣味的な要素や自己研鑽目的の場合は、公益性の観点から申請することはできません。
ただし、事業内容により対象となる場合もあります。

Q4 調査は対象となりますか。

A4 調査又は研究のみを目的としたものは、補助対象事業とはなりません。
ただし、調査したことを成果報告会以外の場で発表したり、その調査が社会課題解決のための活動に繋ぐためのものである場合など、補助対象となる場合があります。

【申請について】

Q5 申請する事業について類似する補助金をもらう予定がありますが、申請できますか。

A5 実施年度において類似する補助金等を受けている場合、申請することはできません。



Q6 市民提案型事業で2回補助金交付を受けましたが、市民提案型スタート事業に申請できますか。

A6 市民提案型事業で補助金交付を受けたときと違うテーマであれば、スタート事業を3回申請することができます。
スタート事業の3回は、同じテーマでも申請できます。

Q7 協働提案型事業で2回補助金交付を受けましたが、行政協働型事業で申請できますか。

A7 申請できます。
市民提案型スタート事業と行政協働型事業は3回、市民提案型事業と協働提案型事業はそれぞれ2回まで申請できますので、全ての事業を合わせると10回まで申請できます。

【補助金額について】

Q8 2団体が協働で開催する事業の場合、補助金の上限は2倍になりますか。または、1団体ずつ申請をして同じ事業と一緒に実施してもよいですか。

A8 1事業に対する補助のため、複数の団体に協働をしても補助金の上限金額は変わりません。また、別で申請をして一緒に事業を実施することはできません。

【補助対象経費について】

Q9 消耗品や食料費等を団体構成員から購入することは可能ですか。

A9 原則、補助対象経費となりません。

【補助金の交付について】

Q10 採択された場合、申請金額は事業完了後に必ず満額受け取れますか。

A10 報告書にかかる書類を審査し、最終決定します。そのため減額の場合があります。

Q11 事業完了後、申請時より対象経費が増えてしまいましたが、補助金額の増額はありますか。

A11 対象経費が多くなっても、交付決定金額からの増額はありません。





Q12 補助金の交付が決定した後、申請した事業に対して類似する他の補助金がもらえることになりました。どうすればよいですか。

A12 速やかに要綱第10条第1項に基づき変更申請（様式第5）を行ってください。万一、補助金交付後に判明した場合、決定取り消しの上、返上していただきます。
ただし、申請事業以外の事業への補助金は問題ありません。

Q13 参加者からの負担金等事業収入があってもよいですか。
事業収入と市補助金の合計額が総事業費を超えた場合はどうなりますか。

A13 事業収入があっても構いません。ただし、事業実施後に剰余金が出た場合は返還していただきます。
なお収入分は、補助金から差し引くことになります。

Q14 補助金の前払いを受けることはできますか。

A14 可能です。
ただし、交付決定後に別途申請が必要になります。
また、無償労力提供額分は前払いできません。

【審査方法について】

Q15 申請団体が少なく、予算の範囲内の場合、公開プレゼンテーションは無く
なり、自動的に採択になりますか。

A15 市民提案型スタート事業以外の事業は、予算の範囲でも公開プレゼンテーションは必須で、審査の結果、審査員の平均点が15点未満の場合、不採択となります。

【無償労力提供額について】

Q16 無償労力提供額はどのように見積もればよいですか。

A16 事業に必要なボランティアスタッフの人数と時間を想定して計算してください。申請団体のボランティアスタッフも含めることができます。

Q17 対象経費だけで上限金額を超える場合、無償労力提供の書類は必要ですか。

A17 必要ありません。
補助金に加算する場合のみご提出ください。

【申請団体について】

Q18 どのような団体が申請していますか。

平成30年度

申請団体	申請事業	事業名	補助金交付額
イワカガミ	行政提示型事業	発達障害児とともに森を歩く	47,000
ハッピーハッピーエンジェル	市民提案型事業	わくわくドキドキファッションショー	86,000
みこと&ダブルカホンズ	市民提案型事業	音楽による子供の健全育成活動	141,000
ウィメンズネット安城	行政提示型事業	女性のキャリアアップ支援事業	176,000
さんかく21・安城	行政提示型事業	絵本の中の男女共同さんかく(参画)	160,000
特定非営利活動法人 5-CHA	行政提示型事業	スポーツ・文化活動事業 キッズ・エクササイズ講座 プログラミング講座	225,000

令和元年度

申請団体	申請事業	事業名	補助金交付額
グリーンそう 自然農ネット NPO法人森を再生する会 株式会社おとうふ工房いしかわ	協働提案型事業	ロハスな街づくり	25,000
TEDxAnjo実行委員会	市民提案型事業	TEDxAnjo2019	75,000
暮らしのお金を学ぶ会みかわ	市民提案型事業	人生100年時代 ～夢を実現させるために次の一歩を踏み出そう!～	63,000
特定非営利活動法人ing	行政提示型事業	若年性認知症の本人・家族のつどい	81,000
イワカガミ NPO法人アルフィン あんじょうプレーパーク	協働提案型事業	親子デイキャンプ 「やんちゃKIDSプロジェクトin あんじょう」	25,000
Social Capital Incline 川の会 NPO法人育て上げネット中部虹の会 認定NPO法人愛知ネット	協働提案型事業	不登校の子と親の交流会 「おこのみ会」	203,000

このように、多くの団体が補助金の交付を受けています。
今回から、書類のみの簡単な申請で応募できる事業ができ、
市と協働で実施する事業も幅が広がりましたので、
たくさんのご応募をお待ちしています♪

